

○生活保護法指定介護機関 届出事項一覧

届出の種類	届出等を要する事由
指定申請書	新たに指定をうける場合（平成 26 年 7 月以降に介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。）
変更届	介護保険事業所番号の変更を伴わない次の変更があった場合 ○指定介護機関の名称変更、所在地、住居表示の変更 ○開設者の氏名、住所、生年月日の変更 （法人の場合は法人名称及び代表者職氏名、主たる事務所の所在地、住居表示の変更） ○管理者の氏名、住所、生年月日の変更
休止届	指定介護機関を休止した場合（再開の意志がある場合）
再開届	休止した指定介護機関を再開した場合
廃止届	介護保険の廃止届出をした場合 ○事業自体が廃止となる場合 ・天災、火災その他の原因により、指定介護機関等の建物又は設備の相当部分が滅失又は損壊した場合 ・指定介護機関の開設者が死亡し、あるいは失踪の宣告を受けた場合 ・指定介護機関の開設者が、当該指定介護機関の業務を廃止した場合 ○事業廃止を伴わないが、医療機関番号・介護保険事業者番号が変わる場合 ・指定介護機関の個人・法人開設者が、当該介護機関を他に譲渡、又はその他の原因により別の個人・法人開設者となった場合 ・指定介護機関の所在地の移転で、事業者番号が新たに付番された場合 ・開設者が個人から法人、法人から個人、又は別法人になった場合 ・指定介護機関の病院を診療所、診療所を病院に変更した場合
処分届	処分を受けた場合
辞退届	指定を辞退する場合（30 日以上予告期間を設けること）